

取組案件等

◇ 相談案件

12件

観光・宿泊施設ほか

◇ 地域資源共有会議

・ 6月11日

組織規程の承認
会長等の選任 等

・ 7月29日(水)開催

4テーマに絞り込み、検討はグループで行い、今後、議論を掘りさげる予定

- ・ ポンカン (東洋町)
- ・ ビワ (室戸市)
- ・ ひのきオイル (奈半利町)
- ・ 雑魚加工 (中芸)

安芸地域資源活用共有会議組織規程

(目的)

第1条 地域資源を活用した商品やサービスの開発、販売ルートの開拓につなげていくことを目的として、地域資源の情報収集、共有をし、商品化の方法等の検討を行う東部地域資源活用共有会議（以下「活用共有会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 活用共有会議は次に掲げる事項について協議するため、事業を実施する。

- (1) 地域資源（地域の技術、農林水産品、観光資源等）に関する情報収集、共有
- (2) 地域資源の商品化等に関する検討。
- (3) 商品化等を事業化する商工業者等の検討
- (4) 地域の特産物の発掘、PR
- (5) その他地域資源の活用につながる協議

(組織)

第3条 活用共有会議は、地域の商工業者、生産者、道の駅の関係者、市町村職員、地域支援企画員等のうちから各商工会等の推薦を受け、事務局に登録をされた者（以下「登録メンバー」という。）で組織する。

2. 県等の関係機関の職員をオブザーバーとして置く。

(会長及び副会長)

第4条 活用共有会議に会長及び副会長1名を置き、事務局を設置する中芸地区商工会の会長をもって充て、会長が副会長を指名する。

- 2 会長は、活用共有会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 活用共有会議は、会長が招集する。

(アドバイザー等)

第6条 活用共有会議には、協議事項に関する適切なアドバイスや専門的意見を受けるため、学識経験者やコンサルタント、専門家等の会議への参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 活用共有会議の事務を処理し、事業を執行するため、中芸地区商工会に事務局を置く。

(経費)

第8条 活用共有会議の開催準備及び開催に要する経費は、中芸地区商工会において負担する。

- 2 前項の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、活用共有会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

この組織規程は、平成21年6月11日から施行する。